

リアル開催です！！

第121回労働問題研究会 & 懇親会のご案内

日時・場所 2026年8月27日(木)

●研究会 18:00～19:15 @大阪弁護士会 920号室

※今回のみ開催時間が18:30→18:00となります

●懇親会 19:15～21:00 @洋食倶楽部EN(大阪弁護士会館・地下1階)

≪研究会は無料、懇親会費は5,000円(税込・フリードリンク付)≫

※懇親会は当日のキャンセルに対してキャンセル料が発生します。

主催

弁護士法人天満法律事務所

内容

解雇後に他社就職をしたことをきっかけに就労意思が問題となった事件（東京地裁令和7年12月17日判決）

報告者

弁護士法人天満法律事務所
弁護士 前川 宙貴

解雇された従業員の職場への就労意思について、新たな勤務先でよりよい労働条件で勤務を開始したこと、試用期間を終えて正職員となったこと、保有資格である言語聴覚士として資格を活かした業務を行うことができていることを理由に、就労意思の喪失を認めた事例を紹介します。

就労意思とはあまり、なじみのない概念だと思いますが、それを議論する意味や、類似裁判例の傾向も合わせて検討したいと思います。

お申込期限 **8/21** まで

参加をご希望の方は別紙をFAXいただくか、下記QRコード・フォーム・メールよりお申込みください。

FAX 06-6365-7561

MAIL info@tenma-lo.jp

Googleフォーム: <https://forms.gle/4znvX2BC6FpuYMLc7>



大阪市北区西天満2丁目2番3ユニシオ西天満二丁目A07号
弁護士法人天満法律事務所 弁護士 吉田肇 福崎浩 前川宙貴
TEL: 06-6365-7560 (大阪弁護士会所属)



- 研究会にて行っております「ご相談持ち寄りコーナー」につきまして、次回開催時に
取り上げますテーマを募集致しますので、下記にご記載いただければと存じます。

《テーマ》

(

)

●第121回労働問題研究会＜令和8年8月27日（木）＞に

☐（研究会）出席します

☐（懇親会）出席します

⇒ 貴所のメールアドレスと参加される方のお名前（全員分）・お電話番号を下記に記載の
うえfaxにてお申込みください。

メールアドレス: ☐ (_____)

※既にメールアドレスをご連絡下さった方は、上記□にチェックを
入れていただくだけで結構です。

御氏名: (_____)

お電話番号: (_____)

☐（研究会）欠席します

☐（懇親会）欠席します

★恐れ入りますが、懇親会の参加人数確認のため、ご返信を**8月21日**まで
にお願いいたします。

◎今後研究会のご案内をメールにてご希望の方は、お手数ですが下記□にチェックをして、メールアド
レスをご記載の上ご返信下さい。既に上部にご記載いただいております方はチェックだけで結構で
す。

☐今後、研究会のご案内はメールで希望します。

メールアドレス (_____)

◎今後研究会のご案内が不要の方は、お手数ですが下記□にチェックをしてご返信下さい。

☐今後、研究会のご案内は不要です 御氏名 (_____)